

八尾市手数料条例の一部改正
新旧対照表

現 行				改 正 案		
第1条・第2条 略 (建築物等に関する確認・検査の申請等に関する手数料)				第1条・第2条 略 (建築物等に関する確認・検査の申請等に関する手数料)		
第3条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をしようとする者は、次の表の床面積の合計の欄及び申請又は計画の通知の方法の欄に掲げる区分に応じ、当該申請又は通知1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。				第3条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をしようとする者は、次の表の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請又は通知1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。		
項	床面積の合計	申請又は計画の通知の方法	金額	項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	規則で定める磁気ディスク等による申請又は計画の通知（以下この条において「磁気ディスク申請等」という。）	31,000円	(1)	100平方メートル以内のもの	38,000円
		書類又は図書のみによる申請又は計画の通知（以下この条において「書類申請等」という。）	33,000円			
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	磁気ディスク申請等	42,000円	(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	50,000円
		書類申請等	44,000円			
(3)	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	磁気ディスク申請等	58,000円	(3)	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	72,000円
		書類申請等	60,000円			
(4)	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	磁気ディスク申請等	85,000円	(4)	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	97,000円
		書類申請等	87,000円			

(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	磁気ディスク申請等	114,000円
		書類申請等	116,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	磁気ディスク申請等	273,000円
		書類申請等	275,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	磁気ディスク申請等	468,000円
		書類申請等	470,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	磁気ディスク申請等	728,000円
		書類申請等	730,000円

この表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積（法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）に係る建築物にあっては当該各号に定める面積に2分の1を乗じて得た面積、法第87条の2第1項の規定による認定（同条第2項において準用する法第86条の8第3項の認定を含む。）に係る建築物にあっては第4号又は第5号に定める面積に2分の1を乗じて得た面積）について算定する。

(1) 建築物を建築する場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）
当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く。）
当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

(3) 既存建築物に同一棟として増築する場合
当該増築に係る部分の床面積と当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積（ア又はイに掲げる場合にあつては、当該増築に係る部分の床面積）

ア 既存建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証の交付を受けたものである場合

イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。第3項において同じ。）のエレベーターの設置を目的とした増築であつて、当該増築に係る部分の床面積が、当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以内であり、当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が增大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）

(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		130,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの		307,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの		524,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの		814,000円

この表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積（法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）に係る建築物にあっては当該各号に定める面積に2分の1を乗じて得た面積、法第87条の2第1項の規定による認定（同条第2項において準用する法第86条の8第3項の認定を含む。）に係る建築物にあっては第4号又は第5号に定める面積に2分の1を乗じて得た面積）について算定する。

(1) 建築物を建築する場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）
当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く。）
当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

(3) 既存建築物に同一棟として増築する場合
当該増築に係る部分の床面積と当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積

- (4) 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該修繕若しくは模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積の2分の1と当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積（当該修繕等をする既存建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証の交付を受けたものである場合にあっては、当該修繕等に係る部分の床面積の2分の1）
- (5) 確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 略
3 略

(1) 略

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	22,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	26,000円
(3)	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	32,000円
(4)	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	55,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	76,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	209,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	308,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	518,000円

- (4) 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該修繕若しくは模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積の2分の1と当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積

- (5) 確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 略
3 略

(1) 略

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	25,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	29,000円
(3)	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	36,000円
(4)	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	60,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	84,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	229,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	336,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	566,000円

この表の床面積の合計は、建築物を建築した場合にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、既存建築物に同一棟として増築する場合にあっては当該増築に係る部分の床面積と当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積（既存建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証の交付を受けたものである場合又は住宅のエレベーターの設置を目的とした増築であって、当該増築に係る部分の床面積が、当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以内であり、当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が增大しないものである場合にあっては、当該増築に係る部分の床面積）について算定し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1と当該修繕又は模様替に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積（当該修繕又は模様替をする既存建築物が、同日以後に確認済証の交付を受けたものである場合にあっては、当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1）について算定する。（次号の表において同じ。）

(2) 略

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	20,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	24,000円
(3)	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	30,000円
(4)	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	52,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	71,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	199,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	288,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	478,000円

(3) 略

項	中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	18,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円
(3)	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	27,000円

この表の床面積の合計は、建築物を建築した場合にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、既存建築物に同一棟として増築する場合にあっては当該増築に係る部分の床面積と当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積について算定し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1と当該修繕又は模様替に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積について算定する。（次号の表において同じ。）

(2) 略

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	22,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	26,000円
(3)	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	33,000円
(4)	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	57,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	78,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	218,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	315,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	523,000円

(3) 略

項	中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	20,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	23,000円
(3)	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	29,000円

(4)	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	46,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	62,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	168,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	255,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	430,000円

4 法第87条の4の昇降機に係る部分を含む建築物についてなされる法第6条第1項の確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、第1項に規定する手数料のほか、次の表に掲げる区分及び申請又は計画の通知の方法に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数を納めなければならない。

項	区分	申請又は計画の通知の方法	金額
(1)	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク申請等	19,000円
		書類申請等	21,000円
(2)	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク申請等	11,000円
		書類申請等	13,000円
(3)	小荷物専用昇降機を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク申請等	9,000円
		書類申請等	11,000円
(4)	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク申請等	7,000円
		書類申請等	9,000円

備考 金額の欄に定める額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

5 次の各号の確認の申請又は計画の通知をしようとする者は、当該各号の表に掲げる区分及び申請又は計画の通知の方法に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数を納めなければならない。

(1) 略

項	区分	申請又は計画の通知の方法	金額
---	----	--------------	----

(4)	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	50,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	68,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	184,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	279,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	470,000円

4 法第87条の4の昇降機に係る部分を含む建築物についてなされる法第6条第1項の確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、第1項に規定する手数料のほか、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数を納めなければならない。

項	区分	金額
(1)	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	24,000円
(2)	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000円
(3)	小荷物専用昇降機を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	13,000円
(4)	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円

備考 金額の欄に定める額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

5 次の各号の確認の申請又は計画の通知をしようとする者は、当該各号の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数を納めなければならない。

(1) 略

項	区分	金額
---	----	----

(1)	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク申請等	19,000円
		書類申請等	21,000円
(2)	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	磁気ディスク申請等	11,000円
		書類申請等	13,000円
(3)	小荷物専用昇降機を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク申請等	9,000円
		書類申請等	11,000円
(4)	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク申請等	7,000円
		書類申請等	9,000円

備考 金額の欄に定める額は、1の建築設備ごとの額とする。

(2) 略

項	区分	申請又は計画の通知の方法	金額
(1)	工作物を築造する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク申請等	16,000円
		書類申請等	18,000円
(2)	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	磁気ディスク申請等	8,000円
		書類申請等	10,000円

備考 金額の欄に定める額は、1の工作物ごとの額とする。

6 略

項	区分	金額
(1)	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査を受ける場合	18,000円
(2)	小荷物専用昇降機の完了検査を受ける場合	10,000円

備考 略

7 略

(1) 略

項	区分	金額
(1)	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査を受ける場合	18,000円
(2)	小荷物専用昇降機の完了検査を受ける場合	10,000円

(1)	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	24,000円
(2)	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	15,000円
(3)	小荷物専用昇降機を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	13,000円
(4)	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円

備考 金額の欄に定める額は、1の建築設備ごとの額とする。

(2) 略

項	区分	金額
(1)	工作物を築造する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	21,000円
(2)	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	12,000円

備考 金額の欄に定める額は、1の工作物ごとの額とする。

6 略

項	区分	金額
(1)	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査を受ける場合	20,000円
(2)	小荷物専用昇降機の完了検査を受ける場合	11,000円

備考 略

7 略

(1) 略

項	区分	金額
(1)	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査を受ける場合	20,000円
(2)	小荷物専用昇降機の完了検査を受ける場合	11,000円

備考 略
(2) 略

項	区分	金額
(1)	工作物の完了検査を受ける場合	12,000円

備考 略

備考 略
(2) 略

項	区分	金額
(1)	工作物の完了検査を受ける場合	14,000円

備考 略

8 確認の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項に規定する要確認特定建築行為である場合であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）又は計画の通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為である場合であって建築物省エネルギー法施行規則第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）をしようとする者は、第1項の金額のほか、建築物ごとに次の表の建築物の用途の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	建築物の用途	床面積の合計	金額
(1)	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	20,600円
		200平方メートル以上のもの	22,100円
(2)	共同住宅等 （共同住宅、 長屋その他の 一戸建ての住 宅以外の住宅 をいう。以下 この条におい て同じ。）	300平方メートル未満のもの	38,400円
		300平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のもの	66,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メ ートル未満のもの	119,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方 メートル未満のもの	180,700円
		10,000平方メートル以上25,000平方 メートル未満のもの	331,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方 メートル未満のもの	560,400円
		50,000平方メートル以上のもの	982,600円

備考

- 1 「建築物の用途」とは、建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項において「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 2 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。

8 法第7条第1項の規定による完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。）又は法第18条第20項の規定による通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。）をしようとする者は、第3項及び第6項の手数料のほか、建築物ごとに次の表の建築物の用途の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	建築物の用途	床面積の合計	金額
(1)	工場等のみのもの	1,000平方メートル未満のもの	19,500円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,900円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	70,200円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	105,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	131,600円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	163,300円
		50,000平方メートル以上のもの	226,900円
(2)	その他のもの	1,000平方メートル未満のもの	85,500円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	112,800円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	181,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	235,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	282,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	331,500円
		50,000平方メートル以上のもの	428,100円

9 法第7条第1項の規定による完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為である場合に限る。）又は法第18条第20項の規定による通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為である場合に限る。）をしようとする者は、第3項の手数料のほか、建築物ごとに次の表の建築物の用途の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	建築物の用途		床面積の合計	金額
(1)	(1) 住宅（人の居住の用に供する建築物（共用部分を含む。以下この項について同じ。）以外の用途のみに供するもの。	工場等のみのもの	300平方メートル未満のもの	8,900円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	20,100円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	29,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	73,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	110,700円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	138,200円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	171,700円
			50,000平方メートル以上のもの	238,600円
(2)	(2) 一戸建ての住宅	その他のもの	300平方メートル未満のもの	43,100円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	85,500円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	113,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	183,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	239,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	287,600円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	338,100円
			50,000平方メートル以上のもの	437,700円
(3)	(3) 一戸建ての住宅		200平方メートル未満のもの	7,400円
			200平方メートル以上のもの	8,200円

備考

(4)	共同住宅等	300平方メートル未満のもの	14,100円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,300円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	69,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	127,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	214,800円
		50,000平方メートル以上のもの	377,500円
(5)	複合建築物(住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。)	住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の工場等のみのもの又は同表(2)の項のその他のものとみなして床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を同表(3)の項の一戸建ての住宅又は同表(4)の項の共同住宅等とみなして床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額を加算した額	

備考

- 1 「建築物の用途」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この条において「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 2 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。以下この項において同じ。）又は改築（以下この項において「増築等」という。）をする場合において、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。）の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。）において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の変更の認定を受け、かつ、当該認定を同法第12条第3項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

9 略

(1)～(43) 略
(44) 略

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	33,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	44,000円
(3)	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	60,000円
(4)	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	87,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	116,000円

- 1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。
- 2 前項の表の備考1及び備考2の規定は、この表についても適用する。

10 略

(1)～(43) 略
(44) 略

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	38,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	50,000円
(3)	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	72,000円
(4)	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	97,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	130,000円

(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	<u>275,000円</u>
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>470,000円</u>
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	<u>730,000円</u>

- (45) 法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請 次の表の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額（工事期間のみの変更に伴う全体計画の変更の場合にあっては、21,000円）

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	<u>33,000円</u>
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>44,000円</u>
(3)	200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル</u> 以内のもの	<u>60,000円</u>
(4)	<u>500平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>87,000円</u>
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>116,000円</u>
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	<u>275,000円</u>
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>470,000円</u>
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	<u>730,000円</u>
略		

- (45)の2 略

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	<u>33,000円</u>
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>44,000円</u>
(3)	200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル</u> 以内のもの	<u>60,000円</u>
(4)	<u>500平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>87,000円</u>
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>116,000円</u>
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	<u>275,000円</u>
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>470,000円</u>

(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	<u>307,000円</u>
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>524,000円</u>
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	<u>814,000円</u>

- (45) 法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請 次の表の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額（工事期間のみの変更に伴う全体計画の変更の場合にあっては、23,000円）

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	<u>38,000円</u>
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>50,000円</u>
(3)	200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル</u> 以内のもの	<u>72,000円</u>
(4)	<u>300平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>97,000円</u>
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>130,000円</u>
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	<u>307,000円</u>
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>524,000円</u>
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	<u>814,000円</u>
略		

- (45)の2 略

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	<u>38,000円</u>
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>50,000円</u>
(3)	200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル</u> 以内のもの	<u>72,000円</u>
(4)	<u>300平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>97,000円</u>
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>130,000円</u>
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	<u>307,000円</u>
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>524,000円</u>

(8)	50,000平方メートルを超えるもの	<u>730,000円</u>
-----	--------------------	-----------------

(45)の3～(46)の2 略

(46)の3 略

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	<u>27,000円</u>
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>36,000円</u>
(3)	200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル</u> 以内のもの	<u>49,000円</u>
(4)	<u>500平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>70,000円</u>
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>93,000円</u>
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	<u>220,000円</u>
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>377,000円</u>
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	<u>584,000円</u>

(47) 略

10 略

(長期優良住宅建築等計画等の認定等申請手数料)

第6条の2 略

2 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者は、前項の手数料（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出については、第6項の手数料）のほか、次の表の床面積の合計の欄及び確認の申請書の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	床面積の合計	確認の申請書	金額
(1)	<u>100平方メートル以内のもの</u>	規則で定める磁気ディスク等（以下この条において「磁気ディスク」という。） 書類又は図書のみ	<u>31,000円</u> <u>33,000円</u>
(2)	<u>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</u>	磁気ディスク 書類又は図書のみ	<u>42,000円</u> <u>44,000円</u>
(3)	<u>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u>	磁気ディスク 書類又は図書のみ	<u>58,000円</u> <u>60,000円</u>
(4)	<u>500平方メートル</u>	磁気ディスク	<u>85,000円</u>

(8)	50,000平方メートルを超えるもの	<u>814,000円</u>
-----	--------------------	-----------------

(45)の3～(46)の2 略

(46)の3 略

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	<u>31,000円</u>
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>40,000円</u>
(3)	200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル</u> 以内のもの	<u>58,000円</u>
(4)	<u>300平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>77,000円</u>
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>104,000円</u>
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	<u>245,000円</u>
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>419,000円</u>
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	<u>651,000円</u>

(47) 略

11 略

(長期優良住宅建築等計画等の認定等申請手数料)

第6条の2 略

2 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者は、前項の手数料（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出については、第6項の手数料）のほか、次の表の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	床面積の合計	金額
(1)	<u>100平方メートル以内のもの</u>	<u>38,000円</u>
(2)	<u>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</u>	<u>50,000円</u>
(3)	<u>200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</u>	<u>72,000円</u>
(4)	<u>300平方メートルを超え、1,000平方メー</u>	<u>97,000円</u>

	を超え、1,000平方メートル以内のもの	書類又は図書のみ	87,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	磁気ディスク 書類又は図書のみ	114,000円 116,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	磁気ディスク 書類又は図書のみ	273,000円 275,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	磁気ディスク 書類又は図書のみ	468,000円 470,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	磁気ディスク 書類又は図書のみ	728,000円 730,000円

備考 この表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）
当該建築に係る部分の床面積（建築基準法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けた全体計画に係る建築物を建築する場合にあっては、当該建築に係る部分の床面積の2分の1）
- (2) 法第6条第5項の規定により交付があったものとみなされた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 既存建築物に同一棟として増築する場合 当該増築に係る部分の床面積と当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積（既存建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証（建築基準法第6条第1項の規定による確認済証をいう。以下この条において同じ。）の交付を受けたものである場合にあっては、当該増築に係る部分の床面積）
- (4) 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該修繕若しくは模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積の2分の1と当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積（当該修繕等をする既存建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証の交付を受けたものである場合にあっては、当該修繕等に係る部分の床面積の2分の1）

	トル以内のもの	
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	130,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	307,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	524,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円

備考 この表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）
当該建築に係る部分の床面積（建築基準法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けた全体計画に係る建築物を建築する場合にあっては、当該建築に係る部分の床面積の2分の1）
- (2) 法第6条第5項の規定により交付があったものとみなされた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 既存建築物に同一棟として増築する場合 当該増築に係る部分の床面積と当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積
- (4) 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該修繕若しくは模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積の2分の1と当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積

(5) 法第6条第5項の規定により交付があったものとみなされた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

3・4 略

5 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分を含む建築物についてなされる法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出をしようとする者は、第1項（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出については、次項）、第2項及び前項（建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査をする場合は第3項）の手数料のほか、次の表の昇降機の内容の欄及び確認の申請書の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	昇降機の内容	確認の申請書	金額
(1)	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク	19,000円
		書類又は図書のみ	21,000円
(2)	確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク	11,000円
		書類又は図書のみ	13,000円
(3)	小荷物専用昇降機を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク	9,000円
		書類又は図書のみ	11,000円
(4)	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク	7,000円
		書類又は図書のみ	9,000円
備考 金額の欄に定める額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。			

6～10 略

（低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料）

第6条の3 略

(5) 法第6条第5項の規定により交付があったものとみなされた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

3・4 略

5 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分を含む建築物についてなされる法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出をしようとする者は、第1項（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出については、次項）、第2項及び前項（建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査をする場合は第3項）の手数料のほか、次の表の昇降機の内容の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	昇降機の内容	金額
(1)	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	24,000円
(2)	確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000円
(3)	小荷物専用昇降機を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	13,000円
(4)	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円
備考 金額の欄に定める額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。		

6～10 略

（低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料）

第6条の3 略

項	認定等の申請に係る建築物の種別及び評価方法の種別		床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物 (住宅（人の居住の用のみに供する建築物（共用部分を含む。））。 以下この条において同じ。） 以外の用途のみに供する建築物をいう。 以下この条において同じ。）	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
			50,000平方メートル以上のもの	319,900円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	101,500円
		モデル建物法によるもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,600円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	168,500円

項	認定等の申請に係る建築物の種別及び評価方法の種別		床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物 (住宅（人の居住の用のみに供する建築物（共用部分を含む。））。 以下この条において同じ。） 以外の用途のみに供する建築物をいう。 以下この条において同じ。）	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円
			50,000平方メートル以上のもの	325,300円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	103,400円
		モデル建物法によるもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	130,800円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,400円

				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	271,200円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	353,400円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	424,200円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	497,300円
				50,000平方メートル以上のもの	643,400円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	261,300円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	326,800円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	421,200円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	600,000円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	738,500円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	872,400円

				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	275,800円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	359,300円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	431,300円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,500円
				50,000平方メートル以上のもの	654,000円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	265,800円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	332,300円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	428,200円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	609,900円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	750,600円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	886,700円

				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	994,900円
				50,000平方メートル以上のもの	1,240,000円
(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		200平方メートル未満のもの	5,600円
				200平方メートル以上のもの	5,600円
		その誘導仕様	200平方メートル未満のもの	22,400円	
		他の基準によるもの	200平方メートル以上のもの	23,900円	
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	41,400円	
			200平方メートル以上のもの	46,000円	
(3)	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	11,000円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,200円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	51,400円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,800円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	147,700円

				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,011,300円
				50,000平方メートル以上のもの	1,260,300円
(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの			5,900円
		その誘導仕様	200平方メートル未満のもの	22,900円	
		他の基準によるもの	200平方メートル以上のもの	24,500円	
		誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	32,200円	
			200平方メートル以上のもの	35,300円	
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	42,300円	
			200平方メートル以上のもの	46,900円	
(3)	共同住宅等 (共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅をいう。以下この条において同じ。)	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	11,300円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,700円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,300円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	93,300円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	149,800円

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	223,500円
			50,000平方メートル以上のもの	339,400円
その他のもの	誘導仕様基準によるもの		300平方メートル未満のもの	39,900円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,300円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,900円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	554,600円
			50,000平方メートル以上のもの	971,100円

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,300円
			50,000平方メートル以上のもの	343,100円
その他のもの	誘導仕様基準によるもの		300平方メートル未満のもの	40,700円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	121,900円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	183,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	333,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	562,700円
			50,000平方メートル以上のもの	985,000円
		誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	61,600円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	101,800円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	254,900円

[illegible]

			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	487,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	848,100円
			50,000平方メートル以上のもの	1,533,200円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	82,500円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,800円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	327,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	642,400円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,134,200円
			50,000平方メートル以上のもの	2,082,300円

(4)	複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この条において同じ。）	住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の非住宅建築物とみなして認定等の申請に係る建築物の種別及び評価方法の種別の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を同表(2)の項の一戸建ての住宅又は同表(3)の項の共同住宅等とみなして認定等の申請に係る建築物の種別及び評価方法の種別の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額を加算した額
備考		

(4)	複合建築物(住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この条において同じ。)	住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の非住宅建築物とみなして認定等の申請に係る建築物の種別及び評価方法の種別の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を同表(2)の項の一戸建ての住宅又は同表(3)の項の共同住宅等とみなして認定等の申請に係る建築物の種別及び評価方法の種別の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額を加算した額
備考		

- 1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第55条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 2 「共用部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。
- 3 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この項において同じ。）
 - (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この項において同じ。）
 - (3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの
- 4 「モデル建物法」とは、法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することを確認する方法として市長が定めるものをいう。
- 5 「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。
- 6 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。

2 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者は、前項の手数料（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、第6項の手数料）のほか、次の表の床面積の合計の欄及び確認の申請書の欄に掲げる区分に応じ、当該申請又は通知1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

- 1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第55条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 2 「共用部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。
- 3 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物省エネルギー法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この項において同じ。）
 - (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）
 - (3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- 4 「モデル建物法」とは、法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することを確認する方法として市長が定めるものをいう。
- 5 「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。
- 6 「誘導基準併用法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)若しくは第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。
- 7 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。

2 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者は、前項の手数料（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、第6項の手数料）のほか、次の表の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請又は通知1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	床面積の合計	確認の申請書	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	規則で定める磁気ディスク等（以下この条において「磁気ディスク」という。） 書類又は図書のみ	31,000円 33,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	磁気ディスク 書類又は図書のみ	42,000円 44,000円
(3)	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	磁気ディスク 書類又は図書のみ	58,000円 60,000円
(4)	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	磁気ディスク 書類又は図書のみ	85,000円 87,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	磁気ディスク 書類又は図書のみ	114,000円 116,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	磁気ディスク 書類又は図書のみ	273,000円 275,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	磁気ディスク 書類又は図書のみ	468,000円 470,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	磁気ディスク 書類又は図書のみ	728,000円 730,000円

備考

- 1 この表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
- (1) 建築物を建築する場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）
当該建築に係る部分の床面積（建築基準法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けた全体計画に係る建築物を建築する場合にあっては、当該建築に係る部分の床面積の2分の1）

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	38,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	50,000円
(3)	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	72,000円
(4)	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	97,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	130,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	307,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	524,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円

備考

- 1 この表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
- (1) 建築物を建築する場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）
当該建築に係る部分の床面積（建築基準法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けた全体計画に係る建築物を建築する場合にあっては、当該建築に係る部分の床面積の2分の1）

- (2) 法第54条第5項の規定により交付があったものとみなされた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 既存建築物に同一棟として増築する場合 当該増築に係る部分の床面積と当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積（既存建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証（建築基準法第6条第1項の規定による確認済証をいう。以下この条において同じ。）の交付を受けたものである場合にあっては、当該増築に係る部分の床面積）
- (4) 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該修繕若しくは模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積の2分の1と当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積（当該修繕等をする既存建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証の交付を受けたものである場合にあっては、当該修繕等に係る部分の床面積の2分の1）
- (5) 法第54条第5項の規定により交付があったものとみなされた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 前項の表の備考6の規定は、この表についても適用する。

3・4 略

5 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む低炭素建築物新築等計画に係るものに限る。）をしようとする者は、第1項（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、次項）、第2項及び前項（建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査をする場合は第3項）の手数料のほか、次の表の昇降機の内容の欄及び確認の申請書の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	昇降機の内容	確認の申請書	金額
(1)	昇降機（小荷物専用昇降機を	磁気ディスク	19,000円

- (2) 法第54条第5項の規定により交付があったものとみなされた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 既存建築物に同一棟として増築する場合 当該増築に係る部分の床面積と当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積
- (4) 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該修繕若しくは模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積の2分の1と当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積
- (5) 法第54条第5項の規定により交付があったものとみなされた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 前項の表の備考6の規定は、この表についても適用する。

3・4 略

5 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む低炭素建築物新築等計画に係るものに限る。）をしようとする者は、第1項（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、次項）、第2項及び前項（建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査をする場合は第3項）の手数料のほか、次の表の昇降機の内容の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	昇降機の内容	金額
(1)	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表にお	24,000円

	除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	書類又は図書の み	21,000円
(2)	確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク 書類又は図書の み	11,000円 13,000円
(3)	小荷物専用昇降機を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク 書類又は図書の み	9,000円 11,000円
(4)	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク 書類又は図書の み	7,000円 9,000円
備考 金額の欄に定める額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。			

6 略

項	変更の認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法の種別		変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,100円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,100円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円

	いて同じ。）を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）		
(2)	確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合		15,000円
(3)	小荷物専用昇降機を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）		13,000円
(4)	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合		10,000円
備考 金額の欄に定める額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。			

6 略

項	変更の認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法の種別		変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円

			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
			50,000平方メートル以上のもの	160,600円
その 他の もの	モデル建 物法によ るもの		300平方メートル未満のもの	51,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	84,900円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	136,200円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	212,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	249,200円
			50,000平方メートル以上のもの	322,300円
	その他の もの		300平方メートル未満のもの	131,300円

			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円
その 他の もの	モデル建 物法によ るもの		300平方メートル未満のもの	52,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	66,100円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	86,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	216,300円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	253,500円
			50,000平方メートル以上のもの	327,700円
	その他の もの		300平方メートル未満のもの	133,600円

				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	164,000円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	211,200円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	300,600円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	369,800円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	436,800円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	498,100円
				50,000平方メートル以上のもの	620,600円
(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		200平方メートル未満のもの	3,400円
				200平方メートル以上のもの	3,400円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	11,800円
				200平方メートル以上のもの	12,600円
		その他のもの		200平方メートル未満のもの	21,300円

				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	166,800円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	214,800円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	305,700円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	376,000円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	444,100円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	506,300円
				50,000平方メートル以上のもの	630,800円
(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの			3,700円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	12,200円
				200平方メートル以上のもの	12,900円
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	16,800円
				200平方メートル以上のもの	18,400円
		その他のもの		200平方メートル未満のもの	21,800円

				200平方メートル以上のも	23,600円
(3)	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のも	6,100円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のも	12,200円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のも	26,300円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のも	46,600円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のも	74,600円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のも	112,900円
				50,000平方メートル以上のも	171,300円
			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のも
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のも	34,300円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のも	60,600円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のも	90,800円

				200平方メートル以上 のもの	24,200円	
(3)	共同住宅等	登録住宅性能評価 機関等が技術 的基準に適合 すると認めたもの		300平方メートル未 満のもの	6,400円	
				300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの	12,600円	
				2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	26,900円	
				5,000平方メートル 以上10,000平方メ ートル未満のもの	47,400円	
				10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	75,500円	
				25,000平方メー トル以上50,000平方 メートル未満のも の	113,900円	
				50,000平方メー トル以上のもの	172,200円	
			その 他の もの	誘導仕様 基準によ るもの		300平方メートル未 満のもの
					300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの	35,000円
					2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	61,700円
					5,000平方メートル 以上10,000平方メ ートル未満のもの	92,200円

			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	278,400円
			50,000平方メートル以上のもの	487,100円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	41,100円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	113,500円

				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	167,500円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	282,100円
				50,000平方メートル以上のもの	493,200円
			誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	31,500円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,600円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	88,300円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,200円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	244,500円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	424,800円
				50,000平方メートル以上のもの	767,300円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	41,900円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,600円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	115,400円

				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>161,900円</u>
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>317,000円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>559,600円</u>
				50,000平方メートル以上のもの	<u>1,027,100円</u>

				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>164,500円</u>
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>321,800円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>567,800円</u>
				50,000平方メートル以上のもの	<u>1,041,900円</u>

	(4) 複合建築物	住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の非住宅建築物とみなして変更の認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法の種別の欄及び変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を同表(2)の項の一戸建ての住宅又は同表(3)の項の共同住宅等とみなして変更の認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法の種別の欄及び変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額を加算した額
	(4) 複合建築物	住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の非住宅建築物とみなして変更の認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法の種別の欄及び変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を同表(2)の項の一戸建ての住宅又は同表(3)の項の共同住宅等とみなして変更の認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法の種別の欄及び変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額を加算した額

備考
1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。
2 第1項の表の備考3から備考6までの規定は、この表についても適用する。

7 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（法第55条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。）を受けようとする者は、次の表の書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の種別の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の種別	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	金額
(1)	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	1,000平方メートル未満のもの	19,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円

備考
1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。
2 第1項の表の備考3から備考7までの規定は、この表についても適用する。

7 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（法第55条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。）を受けようとする者は、次の表の書面の交付を受けようとする建築物の欄、書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円

			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
			50,000平方メートル以上のもの	319,900円
(2)	その他のもの	モデル建物法によるもの	1,000平方メートル未満のもの	128,600円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	168,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	271,200円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	353,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	424,200円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	497,300円
			50,000平方メートル以上のもの	643,400円
		その他のもの		

			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円
			50,000平方メートル以上のもの	325,300円
その	モデル		300平方メートル未満のもの	103,400円
他の	建物法		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	130,800円
もの	によるもの		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	275,800円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	359,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	431,300円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,500円
			50,000平方メートル以上のもの	654,000円
その他			300平方メートル未満のもの	265,800円
のもの				

		1,000平方メートル未満のもの	326,800円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	421,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	600,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	738,500円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	872,400円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	994,900円
		50,000平方メートル以上のもの	1,240,000円

			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	332,300円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	428,200円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	609,900円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	750,600円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	886,700円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,011,300円	
			50,000平方メートル以上のもの	1,260,300円	
(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 更に該当すると認めたもの		5,900円	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	22,900円
				200平方メートル以上のもの	24,500円
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	32,200円
				200平方メートル以上のもの	35,300円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	42,300円
				200平方メートル以上のもの	46,900円
(3)	共同住宅等	登録住宅性能 評価機関等が	300平方メートル未満のもの	11,300円	

軽微な変更に 該当すると認 めたもの		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,700円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,300円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	93,300円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	149,800円	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,300円	
		50,000平方メートル以上のもの	343,100円	
	その 他の もの	誘導仕 様基準 による もの	300平方メートル未満のもの	40,700円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,500円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			121,900円	
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの			183,000円	
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの			333,800円	
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの			562,700円	
50,000平方メートル以上のもの			985,000円	
誘導基 準併用 法によ るもの			300平方メートル未満のもの	61,600円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	101,800円	

				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 50,000平方メートル以上のもの	175,300円 254,900円 487,700円 848,100円 1,533,200円
			その他 のもの	300平方メートル未満のもの 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 50,000平方メートル以上のもの	82,500円 135,800円 229,400円 327,600円 642,400円 1,134,200円 2,082,300円
	(4)	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受け

[illegible]

備考 第1項の表の備考3、備考4及び備考6の規定は、この表についても適用する。

- 8 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が、直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）を受けようとする者は、次の表の書面の交付を受けようとする建築物の用途に供する部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の種別	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	金額
(1)	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	1,000平方メートル未満のもの	10,100円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円

備考 第1項の表の備考3から備考7までの規定は、この表についても適用する。

- 8 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が、直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）を受けようとする者は、次の表の書面の交付を受けようとする建築物の用途に供する部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円

			50,000平方メートル以上のもの	160,600円
(2)	その他のものの	モデル建物法によるもの	1,000平方メートル未満のもの	64,900円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	84,900円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	136,200円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	212,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	249,200円
			50,000平方メートル以上のもの	322,300円
			その他のもの	1,000平方メートル未満のもの
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	211,200円	

		50,000平方メートル以上のもの	163,400円
その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	52,400円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	66,100円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	86,400円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	216,300円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	253,500円
		50,000平方メートル以上のもの	327,700円
その他のもの		300平方メートル未満のもの	133,600円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	166,800円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	214,800円

		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	300,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	369,800円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	436,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	498,100円
		50,000平方メートル以上のもの	620,600円

--	--	--	--

		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	305,700円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	376,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	444,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	506,300円
		50,000平方メートル以上のもの	630,800円

(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 に該当すると認めたもの	3,700円
	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの 12,200円
		誘導基準併用によるもの	200平方メートル以上のもの 12,900円
		その他のもの	200平方メートル未満のもの 16,800円
			200平方メートル以上のもの 18,400円
			200平方メートル未満のもの 21,800円
			200平方メートル以上のもの 24,200円

(3)	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 に該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの 6,400円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 12,600円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 26,900円

							5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	47,400円	
							10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	75,500円	
							25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	113,900円	
							50,000平方メートル以上のもの	172,200円	
	その	誘導仕					300平方メートル未満のもの	21,100円	
	他の	様基準					300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円	
	もの	によるもの					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	61,700円	
							5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	92,200円	
							10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	167,500円	
							25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	282,100円	
							50,000平方メートル以上のもの	493,200円	
		誘導基準併用法によるもの					300平方メートル未満のもの	31,500円	
							300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,600円	
							2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	88,300円	
							5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,200円	

						10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	244,500円
						25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	424,800円
						50,000平方メートル以上のもの	767,300円
			その他 のもの			300平方メートル未満のもの	41,900円
						300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,600円
						2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	115,400円
						5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	164,500円
						10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	321,800円
						25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	567,800円
						50,000平方メートル以上のもの	1,041,900円
	(4)	複合建築物					住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築

備考 第1項の表の備考3、備考4及び備考6の規定は、この表についても適用する。

物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を同表(2)の項の一戸建ての住宅又は同表(3)の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額を加算した額

備考 第1項の表の備考3から備考7までの規定は、この表についても適用する。

9 略

(建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料)

第6条の4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この条において「法」という。)第12条第1項若しくは第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この条において「判定」という。)又は法第12条第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定(以下この条において「変更の判定」という。)(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において同じ。))に係る建築物の評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この条において「消費性能基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項及び第3項において同じ。))が、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の法第12条第1項若しくは第13条第2項の判定若しくは変更の判定(以下この条において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)を受けようとする者(次項による判定等を受けようとする者を除く。)は、次の表の判定に係る建築物の用途の欄、判定に係る建築物の評価方法の種類の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	判定に係る建築物の用途	判定に係る建築物の評価方法の種類	床面積の合計	金額
(1)	工場等のみのもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	21,600円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	108,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,200円

9 略

(建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料)

第6条の4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この条において「法」という。)第11条第1項若しくは第12条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定(法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この条において「判定」という。)又は法第11条第2項若しくは第12条第3項の変更の判定(以下この条において「変更の判定」という。)(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画(法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において同じ。))に係る建築物の評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この条において「消費性能基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項及び第3項において同じ。))が、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の法第11条第1項若しくは第12条第2項の判定若しくは変更の判定(以下この条において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)を受けようとする者(次項による判定等を受けようとする者を除く。)は、次の表の判定に係る建築物の用途の欄、判定に係る建築物の評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	判定等に係る建築物	判定に係る建築物の用途	判定に係る建築物の評価方法	床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物(住宅(人の居住の用に供する建築物(共用部分を含む。))以下この条において	工場等のみのもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	22,100円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	31,000円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43,800円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	110,300円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	166,000円

			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	202,800円				
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	251,500円				
			50,000平方メートル以上のもの	349,700円				
			その他のもの	26,200円				
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	35,400円			
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	49,100円			
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	116,000円			
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	171,600円			
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	211,900円			
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	262,100円			
				50,000平方メートル以上のもの	362,600円			
				(2)	その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	99,200円
							300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	126,300円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	166,200円							
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	269,000円							

同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条において同じ。)			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	206,200円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	255,700円	
			50,000平方メートル以上のもの	355,500円	
		その他のもの		300平方メートル未満のもの	26,800円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	36,100円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,000円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	174,500円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,500円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	266,500円
				50,000平方メートル以上のもの	368,600円
		その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	101,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,500円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	169,100円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	273,500円	

		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	351,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	421,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	495,000円
		50,000平方メートル以上のもの	641,100円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	259,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	324,500円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	418,900円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	597,700円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	736,200円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	870,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円
		50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円

			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	357,000円			
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	428,900円			
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	503,200円			
			50,000平方メートル以上のもの	651,600円			
			その他のもの	263,400円			
			300平方メートル未満のもの	329,900円			
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	425,800円			
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	607,600円			
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	748,300円			
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	884,400円			
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1,008,900円			
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,257,900円			
			50,000平方メートル以上のもの				
			(2)	一戸建ての住宅	仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,600円
			200平方メートル以上のもの			22,100円	
			併用法によるもの		200平方メートル未満のもの	29,900円	
					200平方メートル以上のもの	33,000円	

		その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,900円
			200平方メートル以上のもの	44,600円
(3)	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。）	仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	38,400円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円
			50,000平方メートル以上のもの	982,600円
		併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	59,300円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	485,400円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	845,800円

					50,000平方メートル以上のもの	1,530,900円
				その他のもの	300平方メートル未満のもの	80,200円
					300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	227,100円
					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	325,300円
					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	640,100円
					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,131,900円
					50,000平方メートル以上のもの	2,080,000円
	(4)	複合建築物(住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この条において同じ。)				住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の非住宅建築物とみなして判定等に係る建築物の評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ

					れ同表の金額の欄に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を同表(2)の項の一戸建ての住宅又は同表(3)の項の共同住宅等とみなして判定等に係る建築物の評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額を加算した額
備考					
1 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。					
2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。）又は改築（以下この項において「増築等」という。）の判定等であって、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この条において「省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量（以下この条において「設計一次エネルギー消費量」という。）及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。第3項の表において同じ。）の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。					
備考					
1 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。					
2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。					

3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

4 「モデル建物法」とは、省令第1条第1項第1号口の基準に適合することを確認することをいう。

5 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。

2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第37条に規定する「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」をいう。以下この条において同じ。）に含まれる他の建築物（法第34条第3項に規定する「他の建築物」をいう。以下この条において同じ。）（判定等を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る省令第1条第1項第1号の設計一次エネルギー消費量の種別（以下この項において「評価の種別」という。）と当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る評価の種別が同じものに限る。）の判定等を受けようとする者は、次の表の判定等の区分の欄及び判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	判定等の区分	判定等に係る建築物の部分の床面積の合計	金額
(1)	判定	1,000平方メートル未満のもの	19,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円

3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

4 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この条において「省令」という。）第1条第1項第1号口の基準に適合することを確認することをいう。

5 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。

6 「仕様基準」とは、省令第1条第2号イ(2)及び省令第1条第2号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。

7 「併用法」とは、省令第1条第2号イ(1)及び省令第1条第2号ロ(2)若しくは省令第1条第2号イ(2)及び省令第1条第2号ロ(1)に適合することを確認することという。

2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第32条に規定する「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」をいう。以下この条において同じ。）に含まれる他の建築物（法第29条第3項に規定する「他の建築物」をいう。以下この条において同じ。）（判定等を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る省令第1条第1項第1号の設計一次エネルギー消費量の種別（以下この項において「評価の種別」という。）と当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る評価の種別が同じものに限る。）の判定等を受けようとする者は、次の表の判定等の区分の欄及び判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	判定等の区分	判定等に係る建築物の部分の床面積の合計	金額
(1)	判定	300平方メートル未満のもの	11,300円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円

		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
		50,000平方メートル以上のもの	319,900円
(2)	変更の判定	300平方メートル未満のもの	6,100円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,100円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
		50,000平方メートル以上のもの	160,600円

備考

- 1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2 前項の表の備考5の規定は、この表についても適用する。

		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円
		50,000平方メートル以上のもの	325,300円
(2)	変更の判定	300平方メートル未満のもの	6,400円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円
		50,000平方メートル以上のもの	163,400円

備考 前項の表の備考2及び備考5の規定は、この表についても適用する。

3 変更の判定（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の増加を含む場合に係るものを除く。）を受けようとする者（前項による変更の判定を受けようとする者を除く。）又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する書面の交付を受けようとする者は、次の表の変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の用途の欄、変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法の種別の欄及び変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の用途	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法の種別	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	金額
(1)	工場等のみのもの	モデル建物法によるもの	1,000平方メートル未満のもの	15,800円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,100円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	54,800円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	82,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	102,000円

3 変更の判定（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の増加を含む場合に係るものを除く。）を受けようとする者（前項による変更の判定を受けようとする者を除く。）又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条に規定する書面の交付を受けようとする者は、次の表の変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の欄、変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法の欄及び変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物	工場等のみのもの	300平方メートル未満のもの	11,800円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,200円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,600円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	55,900円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	83,700円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	103,800円

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	126,400円
			50,000平方メートル以上のもの	175,400円
		その他のもの	1,000平方メートル未満のもの	18,300円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,100円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	58,700円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	86,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	106,600円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	131,700円
			50,000平方メートル以上のもの	181,900円
(2)	その他のもの	モデル建物法によるもの	1,000平方メートル未満のもの	63,700円

				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	128,600円
				50,000平方メートル以上のもの	178,400円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	14,100円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	18,700円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,700円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	59,700円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	88,000円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	108,500円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	134,000円
50,000平方メートル以上のもの	185,000円				
その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	51,200円		
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円		

			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	83,700円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	135,100円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	176,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	211,600円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	248,100円
			50,000平方メートル以上のもの	321,100円
		その他のもの	1,000平方メートル未満のもの	162,900円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	210,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	299,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	368,700円

			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,300円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	137,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,200円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	252,300円
			50,000平方メートル以上のもの	326,500円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	132,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	165,700円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	213,600円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	304,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	374,900円

		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	435,700円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	496,900円
		50,000平方メートル以上のもの	619,500円

				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	442,900円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,200円
				50,000平方メートル以上のもの	629,700円
(2)	一戸建ての住宅	仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	11,000円	
			200平方メートル以上のもの	11,800円	
		併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	15,700円	
			200平方メートル以上のもの	17,200円	
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,700円	
			200平方メートル以上のもの	23,000円	
(3)	共同住宅等	仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,900円	
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,800円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,100円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	166,400円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	280,900円	
			50,000平方メートル以上のもの	492,000円	

併用法による もの	300平方メートル未 満のもの	30,400円
	300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの	50,500円
	2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	87,200円
	5,000平方メートル 以上10,000平方メー トル未満のもの	127,000円
	10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	243,300円
	25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	423,600円
	50,000平方メートル 以上のもの	766,200円
	その他のもの	
	300平方メートル未 満のもの	40,800円
	300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの	67,500円
	2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	114,300円
	5,000平方メートル 以上10,000平方メー トル未満のもの	163,400円
	10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	320,700円
	25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	566,600円
	50,000平方メートル 以上のもの	1,040,700円

				(4)	複合建築物		住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の非住宅建築物とみなして変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法の欄及び変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を同表(2)の項の一戸建ての住宅又は同表(3)の項の共同住宅等とみなして変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の
--	--	--	--	-----	-------	--	---

法第34条第1項の規定による認定の申請（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）に法第34条第3項各号に掲げる事項（以下この条において「他の建築物に係る事項」という。）の記載をしていないものに限る。）又は法第36条第1項の変更の認定の申請（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしていないものに限る。）（変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）が法第35条第1項各号に掲げる基準（以下この条において「性能向上基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項から第12項までにおいて同じ。）が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第34条第1項の認定若しくは法第36条第1項の変更の認定（以下「認定等」という。）に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。）をしようとする者は、次の表の認定等の申請に係る建築物の種別及び認定等に係る評価方法の種別の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	認定等の申請に係る建築物の種別及び認定等に係る評価方法の種別	床面積の合計	金額
---	--------------------------------	--------	----

法第29条第1項の規定による認定の申請(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画(同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。))に法第29条第3項各号に掲げる事項(以下この条において「他の建築物に係る事項」という。))の記載をしていないものに限る。))又は法第31条第1項の変更の認定の申請(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしていないものに限る。))(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法(建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。))が法第30条第1項各号に掲げる基準(以下この条において「性能向上基準」という。))に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項から第12項までにおいて同じ。))が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第29条第1項の認定若しくは法第31条第1項の変更の認定(以下「認定等」という。))に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。))をしようとする者は、次の表の認定等の申請に係る建築物の種別及び認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手料を納めなければならない。

項	認定等の申請に係る建築物の 種別及び認定等に係る評価方 法	床面積の合計	金額
---	-------------------------------------	--------	----

(1)	非住宅建築物(住宅(人の居住の用に供する建築物(共用部分を含む。))。以下この条において同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条において同じ。)	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
			50,000平方メートル以上のもの	319,900円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	99,200円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	126,300円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	166,200円
		モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	

(1)	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円
			50,000平方メートル以上のもの	325,300円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	101,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,500円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	169,100円
		モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	

			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	269,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	351,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	421,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	495,000円
			50,000平方メートル以上のもの	641,100円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	259,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	324,500円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	418,900円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	597,700円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	736,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	870,100円

			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	273,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	357,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	428,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	503,200円
			50,000平方メートル以上のもの	651,600円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	263,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	329,900円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	425,800円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	607,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	748,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	884,400円

				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円
				50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円
(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		200平方メートル未満のもの	5,600円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル以上のもの	5,600円
				200平方メートル未満のもの	20,100円
				200平方メートル以上のもの	21,600円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
				200平方メートル以上のもの	43,700円
(3)	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	11,000円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,200円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	51,400円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,800円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	147,700円

				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,008,900円
				50,000平方メートル以上のもの	1,257,900円
(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの			5,900円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,600円
				200平方メートル以上のもの	22,100円
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	29,900円
				200平方メートル以上のもの	33,000円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,900円
				200平方メートル以上のもの	44,600円
(3)	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	11,300円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,700円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,300円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	93,300円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	149,800円

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	223,500円
			50,000平方メートル以上のもの	339,400円
	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	37,600円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	65,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,800円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	326,500円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	552,300円
			50,000平方メートル以上のもの	968,800円

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,300円
			50,000平方メートル以上のもの	343,100円
	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	38,400円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円
			50,000平方メートル以上のもの	982,600円
		誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	59,300円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円

(4)	複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この条において同じ。）	住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の非住宅建築物とみなして認定等の申請に係る建築物の種別及び認定等に係る評価方法の種別の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を同表(2)の項の一戸建ての住宅又は同表(3)の項の共同住宅等とみなして認定等の申請に係る建築物の種別及び認定等に係る評価方法の種別の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額を加算した額
備考		

(4)	複合建築物	住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の非住宅建築物とみなして認定等の申請に係る建築物の種別及び認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を同表(2)の項の一戸建ての住宅又は同表(3)の項の共同住宅等とみなして認定等の申請に係る建築物の種別及び認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額を加算した額
備考		

- 1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物（共同住宅等とみなす部分を有するものに限る。）の建築物全体が認定等の対象とする範囲であって誘導設計一次エネルギー消費量（省令第10条第1号ロに規定する誘導設計一次エネルギー消費量をいう。以下この条において同じ。）に共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下この条において同じ。）の誘導設計一次エネルギー消費量を含まないもの又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認するもの（以下この条において「共同住宅等の建築物全体の申請で共用部分の評価しないもの」という。）については、当該認定等の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積（以下この条において「住宅共用部分の床面積」という。）を除いた床面積）の合計をいう。ただし、法第36条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等の建築物全体の申請で共用部分の評価しないものについては当該増加に係る部分の床面積から当該部分の住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積（共同住宅等の建築物全体の申請で共用部分の評価しないものについては当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分の住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 2 「登録住宅性能評価機関」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
- (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この項において同じ。）
- (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この項において同じ。）
- (3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの
- 3 「モデル建物法」とは、省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することを確認することをいう。
- 4 「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。

- 1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第31条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 2 「登録住宅性能評価機関」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
- (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この項において同じ。）
- (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）
- (3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- 3 「モデル建物法」とは、省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することを確認することをいう。
- 4 「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。
- 5 「誘導基準併用法」とは、省令第10条第2号(1)及び同号ロ(2)若しくは第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。

5 第1項の表の備考5の規定は、この表についても適用する。

5 法第34条第1項の規定による認定の申請（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしているものに限る。）又は法第36条第1項の変更の認定の申請（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしているものに限る。）をしようとする者は、当該申請に係る申請建築物（法第34条第3項に規定する申請建築物をいう。）及び他の建築物の1の建築物ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第34条第1項の規定による認定の申請の場合、法第36条第1項の変更の認定の申請で当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（当該1の建築物に係る部分に限る。）が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法（当該1の建築物に係る部分に限る。）と同一でない場合、認定等に係る当該1の建築物に係る部分の床面積の合計の増加を含む場合又は当該申請に係る直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に含まれていない建築物の場合 前項の表の認定等の申請に係る建築物の種別及び認定等に係る評価方法の種別の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額

(2) 法第36条第1項の変更の認定の申請で当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（当該1の建築物に係る部分に限る。）が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法（当該1の建築物に係る部分に限る。）と同一でない場合、認定等に係る当該1の建築物に係る部分の床面積の合計の増加を含む場合及び当該申請に係る直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に含まれていない建築物の場合に係るものを除く場合 第10項の表の変更の認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法の種別の欄及び変更の認定に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額

6 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手数料のほか、次の表の床面積の合計の欄及び確認の申請書の欄に掲げる区分に応じ、当該申請又は通知1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

(1) 当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしていない場合 第4項（法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出（申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、第10項）の手数料

6 第1項の表の備考5の規定は、この表についても適用する。

5 法第29条第1項の規定による認定の申請（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしているものに限る。）又は法第31条第1項の変更の認定の申請（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしているものに限る。）をしようとする者は、当該申請に係る申請建築物（法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。）及び他の建築物の1の建築物ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第29条第1項の規定による認定の申請の場合、法第31条第1項の変更の認定の申請で当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（当該1の建築物に係る部分に限る。）が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法（当該1の建築物に係る部分に限る。）と同一でない場合、認定等に係る当該1の建築物に係る部分の床面積の合計の増加を含む場合又は当該申請に係る直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に含まれていない建築物の場合 前項の表の認定等の申請に係る建築物の種別及び認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額

(2) 法第31条第1項の変更の認定の申請で当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（当該1の建築物に係る部分に限る。）が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法（当該1の建築物に係る部分に限る。）と同一でない場合、認定等に係る当該1の建築物に係る部分の床面積の合計の増加を含む場合及び当該申請に係る直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に含まれていない建築物の場合に係るものを除く場合 第10項の表の変更の認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法の種別の欄及び変更の認定に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額

6 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手数料のほか、次の表の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請又は通知1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

(1) 当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしていない場合 第4項（法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出（申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、第10項）の手数料

(2) 当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしている場合 前項の手数料

項	床面積の合計	確認の申請書	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	規則で定める磁気ディスク等（以下この条において「磁気ディスク」という。）書類又は図書の み	31,000円 33,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	磁気ディスク 書類又は図書の み	42,000円 44,000円
(3)	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	磁気ディスク 書類又は図書の み	58,000円 60,000円
(4)	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	磁気ディスク 書類又は図書の み	85,000円 87,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	磁気ディスク 書類又は図書の み	114,000円 116,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	磁気ディスク 書類又は図書の み	273,000円 275,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	磁気ディスク 書類又は図書の み	468,000円 470,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	磁気ディスク 書類又は図書の み	728,000円 730,000円

備考

- 1 この表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
- (1) 建築物を建築する場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）
当該建築に係る部分の床面積（建築基準法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けた全体計画に係る建築物を建築する場合にあっては、当該建築に係る部分の床面積の2分の1）

(2) 当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしている場合 前項の手数料

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	38,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	50,000円
(3)	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	72,000円
(4)	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	97,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	130,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	307,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	524,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円

備考

- 1 この表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
- (1) 建築物を建築する場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）
当該建築に係る部分の床面積（建築基準法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けた全体計画に係る建築物を建築する場合にあっては、当該建築に係る部分の床面積の2分の1）

- (2) 法第35条第5項の規定により交付があったものとみなされた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 既存建築物に同一棟として増築する場合 当該増築に係る部分の床面積と当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積（既存建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証（建築基準法第6条第1項の規定による確認済証をいう。以下この条において同じ。）の交付を受けたものである場合にあっては、当該増築に係る部分の床面積）
- (4) 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該修繕若しくは模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積の2分の1と当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積（当該修繕等をする既存建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証の交付を受けたものである場合にあっては、当該修繕等に係る部分の床面積の2分の1）
- (5) 法第35条第5項の規定により交付があったものとみなされた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 「確認の申請書」とは、建築基準法第6条第1項の確認申請書をいう。
- 3 第1項の表の備考5の規定は、この表についても適用する。

7 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う建築物エネルギー消費性能向上計画に係るもので、建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査する場合に限る。）をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手数料のほか、構造計算適合性判定が行われる1の建築物ごと（建築基準法第20条第2項に規定する部分にあっては、当該部分ごと）に次の表の床面積の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

- (2) 法第30条第5項の規定により交付があったものとみなされた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 既存建築物に同一棟として増築する場合 当該増築に係る部分の床面積と当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積
- (4) 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該修繕若しくは模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積の2分の1と当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積
- (5) 法第30条第5項の規定により交付があったものとみなされた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 第1項の表の備考5の規定は、この表についても適用する。

7 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う建築物エネルギー消費性能向上計画に係るもので、建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査する場合に限る。）をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手数料のほか、構造計算適合性判定が行われる1の建築物ごと（建築基準法第20条第2項に規定する部分にあっては、当該部分ごと）に次の表の床面積の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

(1) 当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしていない場合 第4項(法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、第10項)及び前項の手数料

(2) 略
表 略

8 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定に準じた審査が必要なものに限る。)(当該申出をするときに建築基準法第18条の2第1項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあっては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。))をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手数料のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)に次の表の床面積の合計の欄及び構造計算の方法の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額に3,300円を加えた金額の手数料を納めなければならない。

(1) 当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしていない場合 第4項(法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の増加を含む場合に係るものを除く。))については、第10項)及び第6項の手数料

(2) 略
表 略

9 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。))をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手数料のほか、次の表の昇降機の内容の欄及び確認の申請書の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

(1) 当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしていない場合 第4項(法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、第10項)及び前項の手数料

(2) 略
表 略

8 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定に準じた審査が必要なものに限る。)(当該申出をするときに建築基準法第18条の2第1項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあっては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。))をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手数料のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)に次の表の床面積の合計の欄及び構造計算の方法の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額に3,300円を加えた金額の手数料を納めなければならない。

(1) 当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしていない場合 第4項(法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の増加を含む場合に係るものを除く。))については、第10項)及び第6項の手数料

(2) 略
表 略

9 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。))をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手数料のほか、次の表の昇降機の内容の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

(1) 当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしていない場合 第4項(法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、次項)、第6項及び前項(建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査をする場合は第7項。次号において同じ。))の手数料

(2) 略

項	昇降機の内容	確認の申請書	金額
(1)	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合(この表の次項に規定する場合を除く。))	磁気ディスク	19,000円
		書類又は図書の み	21,000円
(2)	確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク	11,000円
		書類又は図書の み	13,000円
(3)	小荷物専用昇降機を設置する場合(この表の次項に規定する場合を除く。))	磁気ディスク	9,000円
		書類又は図書の み	11,000円
(4)	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク	7,000円
		書類又は図書の み	9,000円

備考

- 「小荷物専用昇降機」とは、建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規定する小荷物専用昇降機をいう。
- 金額の欄に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。
- 第6項の表の備考2の規定は、この表についても適用する。

10 法第36条第1項の変更の認定の申請(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしていないものに限る。)(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))をしようとする者は、次の表の変更の認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法の種別の欄及び変更の認定に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

(1) 当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしていない場合 第4項(法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、次項)、第6項及び前項(建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査をする場合は第7項。次号において同じ。))の手数料

(2) 略

項	昇降機の内容	金額
(1)	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合(この表の次項に規定する場合を除く。))	24,000円
(2)	確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000円
(3)	小荷物専用昇降機を設置する場合(この表の次項に規定する場合を除く。))	13,000円
(4)	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円

備考

- 「小荷物専用昇降機」とは、建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規定する小荷物専用昇降機をいう。
- 金額の欄に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

10 法第31条第1項の変更の認定の申請(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしていないものに限る。)(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))をしようとする者は、次の表の変更の認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	変更の認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法の種別		変更の認定に係る部分の床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,100円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,100円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
			50,000平方メートル以上のもの	160,600円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	50,200円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	63,700円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	83,700円
		モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	

項	変更の認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法		変更の認定に係る部分の床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	51,200円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,300円
		モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	

			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	135,100円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	176,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	211,600円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	248,100円
			50,000平方メートル以上のもの	321,100円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	130,100円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	162,900円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	210,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	299,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	368,700円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	435,700円

			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	137,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,200円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	252,300円
			50,000平方メートル以上のもの	326,500円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	132,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	165,700円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	213,600円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	304,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	374,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	442,900円

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	496,900円
			50,000平方メートル以上のもの	619,500円
(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	200平方メートル未満のもの	3,400円
		その他のもの	200平方メートル以上のもの	3,400円
		誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	10,700円
			200平方メートル以上のもの	11,400円
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円
			200平方メートル以上のもの	22,500円
(3)	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,100円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	46,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	74,600円

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,200円
			50,000平方メートル以上のもの	629,700円
(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		3,700円
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	11,000円
		誘導仕様基準によるもの	200平方メートル以上のもの	11,800円
		誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	15,700円
			200平方メートル以上のもの	17,200円
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,700円
			200平方メートル以上のもの	23,000円
(3)	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,600円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,900円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	47,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	75,500円

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	112,900円
			50,000平方メートル以上のもの	171,300円
	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,400円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,100円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	59,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	89,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	277,300円
			50,000平方メートル以上のもの	486,000円

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	113,900円
			50,000平方メートル以上のもの	172,200円
	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,900円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,800円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	166,400円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	280,900円
			50,000平方メートル以上のもの	492,000円
		誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	30,400円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,200円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	127,000円

			その他の もの	300平方メートル 未満のもの	40,000円
				300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満のも の	66,200円
				2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満の もの	112,300円
				5,000平方メー トル以上10,000平 方メートル未満 のもの	160,800円
				10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	315,800円
				25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満のもの	558,400円
				50,000平方メー トル以上のもの	1,025,900円
(4)	複合建築物			住宅以外の用 途に供する部 分をこの表(1) の項の非住宅 建築物とみな して変更の認 定の申請に係	

				10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	243,300円
				25,000平方メー トル以上50,000平方 メートル未満のも の	423,600円
				50,000平方メー トル以上のもの	766,200円
			その他の もの	300平方メートル未 満のもの	40,800円
				300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの	67,500円
				2,000平方メー トル以上5,000平方メー トル未満のもの	114,300円
				5,000平方メー トル以上10,000平方メ ートル未満のもの	163,400円
				10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	320,700円
				25,000平方メー トル以上50,000平方 メートル未満のも の	566,600円
				50,000平方メー トル以上のもの	1,040,700円
(4)	複合建築物			住宅以外の 用途に供す る部分をこ の表(1)の項 の非住宅建 築物とみな して変更の	

		る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法の種別の欄及び変更の認定に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を同表(2)の項の一戸建ての住宅又は同表(3)の項の共同住宅等とみなして変更の認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法の種別の欄及び変更の認定に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額を加算した額
備考		
1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等の建築物全体の申請で共用部分を評価しないものについては、当該変更の認定の申請に係る部分の床面積から当該部分の住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。		
2 第1項の表の備考5及び第4項の表の備考2から備考4までの規定は、この表についても適用する。		

		認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を同表(2)の項の一戸建ての住宅又は同表(3)の項の共同住宅等とみなして変更の認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額を加算した額
備考		
1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。		
2 第1項の表の備考5及び第4項の表の備考2から備考5までの規定は、この表についても適用する。		

11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（法第36条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（当該書面の交付に係る建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているものにあつては当該書面の交付を受けようとする建築物に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。）を受けようとする者は、当該書面の交付の申請に含まれる1の建築物ごとに、次の表の書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の種別の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の種別	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	金額
(1)	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	1,000平方メートル未満のもの	19,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円

11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（法第31条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（当該書面の交付に係る建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているものにあつては当該書面の交付を受けようとする建築物に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。）を受けようとする者は、当該書面の交付の申請に含まれる1の建築物ごとに、次の表の書面の交付を受けようとする建築物の欄、書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
			50,000平方メートル以上のもの	319,900円
(2)	その他のもの	モデル建物法によるもの	1,000平方メートル未満のもの	126,300円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	166,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	269,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	351,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	421,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	495,000円
			50,000平方メートル以上のもの	641,100円
		その他のもの	1,000平方メートル未満のもの	324,500円

--

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円
			50,000平方メートル以上のもの	325,300円
その他のもの	モデル建物法によるもの		300平方メートル未満のもの	101,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,500円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	169,100円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	273,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	357,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	428,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	503,200円
			50,000平方メートル以上のもの	651,600円
	その他のもの		300平方メートル未満のもの	263,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	329,900円

		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	418,900円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	597,700円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	736,200円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	870,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円
		50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円

--	--	--	--

		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	425,800円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	607,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	748,300円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	884,400円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,008,900円
		50,000平方メートル以上のもの	1,257,900円

(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 更に該当すると認めたもの	5,900円
	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	20,600円
		200平方メートル以上のもの	22,100円
		誘導基準併用法によるもの	29,900円
		200平方メートル以上のもの	33,000円
		その他のもの	39,900円
		200平方メートル以上のもの	44,600円
(3)	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 更に該当すると認めたもの	11,300円
		300平方メートル以上の2,000平方メートル未満のもの	23,700円

							2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,300円	
							5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	93,300円	
							10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	149,800円	
							25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,300円	
							50,000平方メートル以上のもの	343,100円	
	その	仕様基					300平方メートル未満のもの	38,400円	
	他の	準によ					300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円	
	もの	るもの					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円	
							5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円	
							10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円	
							25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円	
							50,000平方メートル以上のもの	982,600円	
		併用法					300平方メートル未満のもの	59,300円	
		による					300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円	
		もの					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円	

				<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u> <u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>252,600円</u> <u>485,400円</u> <u>845,800円</u> <u>1,530,900円</u>
			その他 のもの	<u>300平方メートル未満のもの</u> <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u> <u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>80,200円</u> <u>133,500円</u> <u>227,100円</u> <u>325,300円</u> <u>640,100円</u> <u>1,131,900円</u> <u>2,080,000円</u>
	<u>(4)</u>	<u>複合建築物</u>			<u>住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費</u>

[illegible]

備考 第1項の表の備考5並びに第4項の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。

12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）を受けようとする者は、当該書面の交付の申請に含まれる1の建築物ごとに、次の表の書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の種別の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の種別	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	金額
(1)	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更と認められたもの	1,000平方メートル未満のもの	10,100円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円

備考 第1項の表の備考5から備考7まで並びに第4項の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。

12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）を受けようとする者は、当該書面の交付の申請に含まれる1の建築物ごとに、次の表の書面の交付を受けようとする建築物の欄、書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更と認められたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
			50,000平方メートル以上のもの	160,600円
(2)	その他のもの	モデル建物法によるもの	1,000平方メートル未満のもの	63,700円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	83,700円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	135,100円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	176,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	211,600円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	248,100円
			50,000平方メートル以上のもの	321,100円
		その他のもの	1,000平方メートル未満のもの	162,900円

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円
	その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	51,200円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,300円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	137,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,200円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	252,300円
			50,000平方メートル以上のもの	326,500円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	132,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	165,700円

		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	210,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	299,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	368,700円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	435,700円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	496,900円
		50,000平方メートル以上のもの	619,500円

--	--	--	--

		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	213,600円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	304,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	374,900円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	442,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,200円
		50,000平方メートル以上のもの	629,700円

(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 更に該当すると認めたもの	3,700円
	その他のもの	誘導仕様基準 によるもの	200平方メートル未満のもの 11,000円
		誘導基準併用法によるもの	200平方メートル以上のもの 11,800円
		その他のもの	200平方メートル未満のもの 15,700円
			200平方メートル以上のもの 17,200円
			200平方メートル未満のもの 20,700円
			200平方メートル以上のもの 23,000円
(3)	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が 軽微な変更 に該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの 6,400円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 12,600円

		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,900円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	47,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	75,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	113,900円
		50,000平方メートル以上のもの	172,200円
その	誘導仕	300平方メートル未満のもの	19,900円
他の	様基準		
もの	による	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,800円
	もの		
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	166,400円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	280,900円
		50,000平方メートル以上のもの	492,000円
	誘導基	300平方メートル未満のもの	30,400円
	準併用		
	法によ	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,500円
	るもの		
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,200円

				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 50,000平方メートル以上のもの	127,000円 243,300円 423,600円 766,200円
			その他 のもの	300平方メートル未満のもの 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 50,000平方メートル以上のもの	40,800円 67,500円 114,300円 163,400円 320,700円 566,600円 1,040,700円
	(4)	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費

[illegible]

備考 第1項の表の備考5並びに第4項の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。

13 法第41条第1項の認定の申請をしようとする者は、次の表の認定の申請をしようとする建築物の種別及び認定に係る評価方法の種別の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	認定の申請をしようとする建築物の種別及び認定に係る評価方法の種別	床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は適合判定通知書等により消費性能基準に適合することが確認できるもの	300平方メートル未満のもの
			11,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
			19,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
			30,700円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
			91,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
			144,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
	その他		182,900円
		モデル建築物法によるもの	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
			228,600円
			50,000平方メートル以上のもの
			319,900円
			99,200円

備考 第1項の表の備考5及び第4項の表の備考2から備考6までの規定は、この表についても適用する。

			るもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	126,300円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	166,200円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	269,000円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	351,100円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	421,900円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	495,000円
				50,000平方メートル以上のもの	641,100円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	259,000円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	324,500円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	418,900円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	597,700円

				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	736,200円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	870,100円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円
				50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円
(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの	200平方メートル未満のもの	5,600円	
			200平方メートル以上のもの	5,600円	
		その他	仕様基準等によるもの	200平方メートル未満のもの	20,100円
				200平方メートル以上のもの	21,600円
		その他のもの		200平方メートル未満のもの	39,100円
				200平方メートル以上のもの	43,700円
(3)	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの	300平方メートル未満のもの	11,000円	
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,100円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	51,300円	

			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	147,200円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	222,500円
			50,000平方メートル以上のもの	337,400円
	その他 のもの	仕様基準 等による もの	300平方メートル未満のもの	37,600円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	65,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	326,000円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	551,300円
			50,000平方メートル以上のもの	966,800円
	その他の もの		300平方メートル未満のもの	78,700円

			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	319,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	629,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,113,700円
			50,000平方メートル以上のもの	2,046,600円

備考

- 1 第1項の表の備考4及び備考5並びに第4項の表の備考2の規定は、この表についても適用する。
- 2 「認定に係る評価方法」とは、認定の申請をしようとする建築物が消費性能基準に適合するかどうかの評価方法をいう。
- 3 「床面積の合計」とは、認定の申請に係る建築物の部分の床面積（認定の申請に係る建築物が共同住宅等又は複合建築物（共同住宅等とみなす部分を有するものに限る。）であって当該建築物について住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量に共用部分の設計一次エネルギー消費量を含まないもの又は仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）に住宅の全ての住戸が適合することを確認することをいう。備考6において同じ。）によるものについては、当該認定の申請に係る部分の床面積から当該部分の住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。
- 4 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項に規定する検査済証（以下この条において「検査済証」という。）

(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面（以下この条において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」という。）及び検査済証</u> (3) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の通知（以下この条において「低炭素建築物新築等計画認定通知書」という。）及び検査済証</u> 5 <u>「建設住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。</u> 6 <u>「仕様基準等」とは、次に掲げるものをいう。</u> (1) <u>仕様基準</u> (2) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)の基準及び同号ロ(2)の基準</u>	
14 <u>法第35条第1項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）又は法第41条第2項の認定を受けたことを証する書面の交付の申請をしようとする者は、1通につき980円の手数料を納めなければならない。</u> 第6条の5～第13条 略	13 <u>法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けたことを証する書面の交付の申請をしようとする者は、1通につき980円の手数料を納めなければならない。</u> 第6条の5～第13条 略